

市民委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

(5) 京浜港における港湾運営会社の設立について

港 湾 局

(平成28年1月29日)

京浜港における港湾運営会社の設立について

1 これまでの経過

- H22年8月 京浜港が「国際コンテナ戦略港湾」に選定される。
～計画書に「東京・横浜の経営統合等による一体的経営主体の設立」を明記
- H23年4月 港湾法改正による「港湾運営会社制度」の創設
- H24年12月 横浜港埠頭㈱を特例港湾運営会社に指定
- H26年1月 川崎臨港倉庫埠頭㈱、東京港埠頭㈱を特例港湾運営会社に指定
- H26年7月 港湾法の改正による港湾運営会社に対する国の出資制度の創設
- H28年9月 港湾法上の特例港湾運営会社の経営統合の期限

2 港湾運営会社制度

国際戦略港湾（京浜港、阪神港）において、コンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社を港湾運営会社として指定する。港湾運営会社は、行政財産の貸付けを受け、ターミナル等の料金決定権を確保した上で、荷主・船社への営業活動など港湾運営に関する業務を一元的に担うことができる。

メリット	<ul style="list-style-type: none">行政財産(市有・国有)の貸付無利子貸付制度の拡充税制優遇措置(固定資産税等の軽減)(国際戦略港湾の場合) 国の集貨・創貨支援制度の活用 など
------	---

3 2港先行による港湾運営会社の設立

(1) 2港先行統合方針

市、東京都及び横浜市により各港の埠頭会社（特例港湾運営会社）の経営統合に向け協議を進めてきたが、統合期限まで10か月となった平成27年11月、東京都は、三港連携は維持するものの、東京港が抱える喫緊の課題への対応を優先させるため、港湾運営会社の設立時点での参画は見送ることを表明した。

しかしながら、国際コンテナ戦略港湾政策を一步前進させるため、まずは、横浜港と川崎港が先行して統合会社を設立することを目指すとともに、その設立時期は、国が用意した港湾運営会社に対する出資予算の執行期限内である平成28年3月とした。

(2) 横浜川崎国際港湾株式会社の設立

平成28年1月12日、横浜港埠頭㈱の新設分割による横浜川崎国際港湾㈱が設立
会社の概要（設立時）

商号	横浜川崎国際港湾株式会社
所在地	横浜市中区山下町二番地
代表者	代表取締役社長 諸岡 正道
資本金等	資本金 2億3千万円 資本準備金 2億2千万円（合計4億5千万円）
事業内容	①横浜港・川崎港コンテナターミナルの運営、整備計画の策定 ②無利子貸付金を活用した施設整備 ③国、港湾管理者、横浜港埠頭㈱が所有するコンテナターミナル施設のユーザーへの一体的貸付 ④貨物集貨策、ポートセールス策の企画立案、実施

(3) 港湾運営会社への指定

横浜川崎国際港湾㈱は、平成28年1月14日、港湾運営会社の指定申請を行った。国土交通大臣は運営計画の審査を行い、横浜川崎国際港湾㈱を港湾運営会社に指定する。（指定日は3月上旬見込み）

なお、国土交通大臣が横浜川崎国際港湾㈱を港湾運営会社に指定するに当たって、あらかじめ京浜港の各港湾管理者から同意を得る必要がある。

(4) 本市、国及び民間企業の出資

国、川崎市及び民間企業が、横浜川崎国際港湾㈱に対する出資を検討中。（3月上旬予定）
なお、国から出資を受けた港湾運営会社は、特定港湾運営会社となり、財務基盤の強化や国との共働体制の構築が期待される。

4 港湾運営会社に対する本市の出資及び経営関与

(1) 出資額の算定

横浜川崎国際港湾㈱の設立時の資本金は、2億3千万円、資本準備金は、2億2千万円、合計4億5千万円となる。国は出資額として5億円の予算を計上している。

川崎港は、横浜港に比べ貨物取扱量や事業規模等が小さいため、本市の出資割合は小さくなるが、株主総会の招集や役員解任の訴えの提起、会計帳簿の閲覧による経営状況を把握するためには、株式の3%以上を保有する必要がある。

将来、東京都が参画し横浜市と同額の出資をした場合も想定して、第三者割当増資により4,500万円（出資割合4.5%※）を出資することができるよう、平成28年第1回市議会定例会に補正予算案を提出する予定です。

（参考）議決権に応じた出資額

※国、横浜市、川崎市、民間の出資額合計約10億円と想定した場合の出資割合

3%以上	株主総会の召集権 会計帳簿の閲覧請求権 役員解任の訴えの提起
10%以上	会社解散請求権
1/3超	重要事項の特別決議の 阻止(拒否権発動)

(2) 経営関与の取組

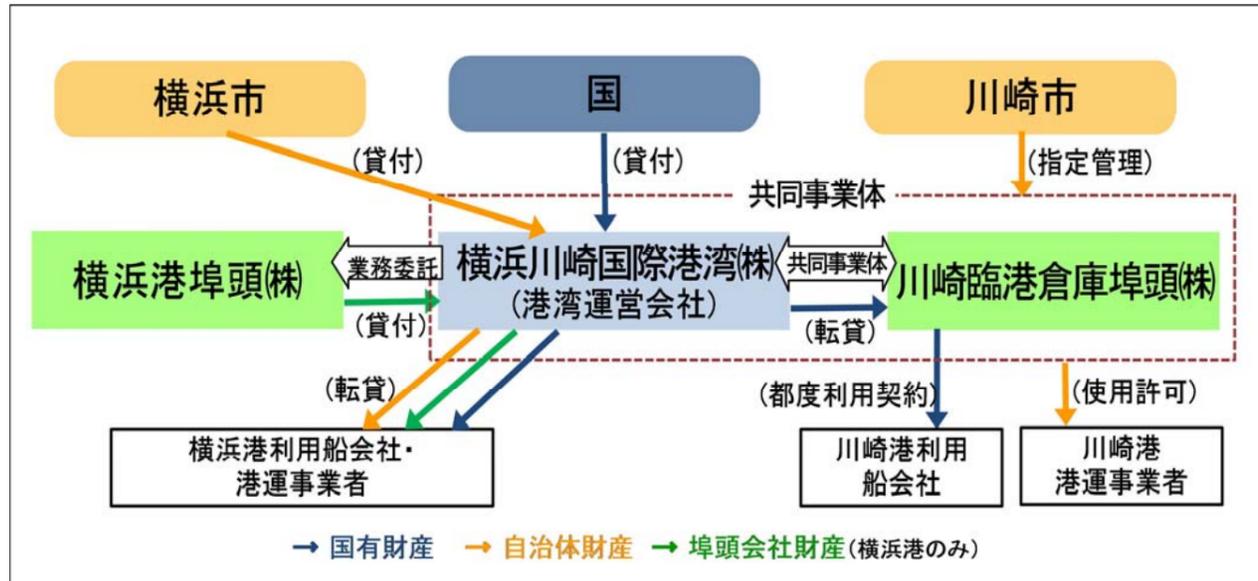
港湾局長が非常勤取締役役に就任すること及び（仮称）川崎港事業部の業務執行権限を有する取締役の就任について検討する。

川崎市は少数株主となるが、首長間協定の締結や、事業部制の導入により、それぞれが安定的な経営が行えるよう、必要な指導・支援を行っていく。

京浜港における港湾運営会社の設立について

5 港湾運営会社設立後の運営体制

(1) 全体運営イメージ



横浜市	<ul style="list-style-type: none"> 行政財産(国・横浜市)に加え、埠頭会社財産を港湾運営会社に貸し付け、利用者に転貸をする。 施設管理等の業務を、横浜港埠頭㈱に委託する。 	川崎市	<ul style="list-style-type: none"> 港湾運営会社は、国から借り受けた国有財産(岸壁)をオペレーターである川崎臨港倉庫埠頭㈱に転貸する。 市有財産(荷さばき地、荷役機械等)は、港湾運営会社と川崎臨港倉庫埠頭㈱による共同事業体が指定管理業務を行う。
------------	--	------------	---

(2) 共同事業体による指定管理

港湾運営会社の設立に伴い、現行の川崎臨港倉庫埠頭㈱による指定管理は平成27年度末までとすることとし、平成28年度以降については、川崎臨港倉庫埠頭㈱の指定管理者としての実績を評価した上で、次のとおりとする。

指定管理の継続	貨物は順調に増加しているが、現在の取扱量(収支状況)では貸付への移行は困難であることから、当面は指定管理を継続する。
指定管理者の選定	港湾運営会社制度の趣旨から申請者の資格は、港湾運営会社(港湾運営会社の指定申請を行い今年度末までに指定される見込みのある者)又は港湾運営会社を構成員とする共同事業体とする。

ア 横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体

- (代表者) 横浜川崎国際港湾㈱ ※港湾運営会社として代表者となる
- (構成員) 川崎臨港倉庫埠頭㈱ ※これまでの実績を踏まえ業務執行者となる。

イ 川崎臨港倉庫埠頭㈱を活用する意義

- 川崎港の歴史や特性を踏まえた取組を推進し多様なサービスを提供
- 本市による大都市経営や臨港地区との一体性を踏まえた港湾運営の実施
- 港湾関係者との信頼関係を活かし、利用者サービスをタイムリーに提供

ウ 指定管理における業務分担

業務内容	実施主体
共同事業体の代表者として指定管理業務を行う	横浜川崎国際港湾㈱
次の業務について、共同事業体の業務執行者として取り組む ・施設の利用許可 ・施設の保守管理・軽易工事 ・その他管理業務	川崎臨港倉庫埠頭㈱

※ ポートセールスについては、それぞれの特徴を活かして共同して取り組む。

6 川崎市の今後の取組

(1) 横浜川崎国際港湾㈱と川崎臨港倉庫埠頭㈱との連携協力

国の信用力やネットワークを背景とした広域からの貨物集約が期待される横浜川崎国際港湾㈱と、川崎港コンテナターミナルの運営実績をもつ川崎臨港倉庫埠頭㈱が、それぞれの会社もつ経験やノウハウを十分に発揮することにより、円滑かつ効率的なターミナル運営に取り組む。

(2) 川崎港の特徴を活かした集貨、創貨、競争力強化の取組

京浜港における役割分担を踏まえアジアとの直行航路の誘致を図るとともに、横浜港と連携して京浜港における北米・欧州とを結ぶ国際基幹航路の競争力強化にも貢献する。コンテナ貨物補助制度などの市独自の支援施策に加えて、国際戦略港湾競争力強化対策事業など、国からの支援制度の活用も検討する。